2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立工業高等専門学校機構契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　調達特定役務に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を契約担当役が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第６条に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
⑺　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒857―1193 佐世保市沖新町１－１　佐世保工業高等専門学校　総務課契約係　末安　輝旭　電話0956―34―8413
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から佐世保工業高等専門学校のホームページでダウンロードできる。
https://www.sasebo.ac.jp/about-us/chotatsu/keiyaku/
⑶　入札書の受領期限　令和８年11月27日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和８年12月18日14時00分　佐世保工業高等専門学校会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を貸付けできることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付けできると契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ENDO Shinichi, The Obligating Officer Director-General Administration Department, National Institute of Technology (KOSEN), Sasebo College
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of items to be purchased : Electronic multifunction device lease and maintenance services (one set)
⑷　Delivery period : From 1 April, 2027 through 31 March, 2032
⑸　Delivery place : National Institute of Technology (KOSEN), Sasebo Collage
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for National Institute of Technology (KOSEN), Japan. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2026 in the Kyushu・Okinawa area in provision of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency.
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service for the procured services.
D　demonstrate the ability to provide the services required under this notice on the date and at the place specified by the Obligating Officer.
E　meet the qualification requirements which The Obligating Offer Director-General may specify in accordance with Article 6 of the Regulation.
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer Director-General.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　27 November 2026
⑻　Contact point for the notice : SUEYASU Teruaki, Contracts, General Affairs Division, National Institute of Technology (KOSEN), Sasebo College, 1―1 Okishinmachi Sasebo-shi 857―1193 Japan, TEL 0956―34―8413

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年９月30日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
財務契約部長　松本　尚也

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08
○第 08―1496― 2 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　購入等件名及び数量　重油（ＪＩＳ　Ｋ2205　１種１号）　1,300ＫＬ
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期間　自　令和８年12月１日　至　令和９年１月31日
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　入札方法
①　入札金額については、１ＫＬ当たりの単価を記入すること。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法の規定に定められた税率により算出された金額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、当該年度における「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構財務契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑹　石油業法に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。